

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等

プロポーザル審査委員会

報 告 書

令和7年10月

1 審査委員会の実施目的

第10期介護保険事業計画策定に向け、国の基本指針に基づき介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施する。

これら調査の実施において、本町の高齢者の現状や特性、課題把握、これらを踏まえた分析及び考察等、本町にとって有用な提案のある事業者を選定するため、審査会において事業者選定を実施した。

2 審査委員会の設置

審査に当たっては、芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、審査を行った。

審査委員

職名	氏名	所属・職名
委員長	佐野 寿行	芽室町副町長
委員	有澤 勝昭	芽室町政策推進課長
委員	森 真由美	芽室町健康福祉課長
委員	久保 穎巳	芽室町高齢者支援課長

3 事業者選定までの経過

(1) 第1回審査委員会 令和7年9月26日(金)

場所 書面開催

内容 実施要領及び仕様書の審議

(2) プロポーザル公告 令和7年10月1日(水)

公募 令和7年10月1日(水)から令和7年10月17日(金)まで

(3) 質問受付及び回答

(質問1) アンケート調査の実施について、封筒作成や封入封緘は委託者にて行う認識で問題ないでしょうか。

(回答) その認識で間違ひありません。

(質問2) 独自調査である介護関係職員調査については、これまで実施したことがある調査でしょうか。実施したことがあれば、調査票をご提供いただくことは可能でしょうか。

(回答) これまでにも実施しています。第10期においては特に介護人材実態調査で独自設問を設ける予定です。調査票については国の標準様式をもとに作成したため、そちらを参考にしてください。

(4) 第2回審査委員会 令和7年10月23日(木) 開始13:30、終了14:30

場所 芽室町役場地下 第6会議室

内容 応募申込の提出があった2事業者の企画提案書を審査し、全委員の評価点の合計点を算定し、合計評価点による順位を確定、審査委員会として事業者を選定した。

4 評価基準及び審査結果

(1) 評価基準

① 提案価格以外の評価基準

評価	評価点		
	配点10の項目	配点20の項目	配点25の項目
提案の内容が特に優れている	10	20	25
提案の内容が優れている	8	16	20
提案の内容が普通である	6	12	15
提案の内容が劣っている	4	8	10
提案の内容が極めて劣っている	2	4	5

② 提案価格の評価

提案価格については、最も低い価格を提案した事業者を満点とし、他の事業者については次式により配点した。(小数点第2位以下を切り捨て)

$$5 \text{ 点} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{当該事業者の見積額}}$$

(2) 参加者

応募期限までに2事業者から、実施要領に規定する応募資格を満たしていること及び虚偽記載のないこと誓約した応募申込書及び必要書類の提出があった。

(3) 審査結果

優先交渉権者(受託候補者) 株式会社ぎょうせい北海道支社 … B社

次点者 株式会社サーベイリサーチセンター北海道事務所 … A社

評価項目	評価基準	配点	合計評価点	
			A社	B社
企画提案内容	当該業務に関連する法令等について理解し、国の方針などを正確に把握しているか。	10	24	24
	本町の高齢者の現状や特性、課題を把握し、多面的な視点で分析する提案をしているか。	20	44	64
	高齢者が理解しやすく、見やすいデザインの調査票を提案しているか。	20	48	56

	委託業務の実績があり、豊富なノウハウを持っているか。	20	56	56
	本町の定める仕様書にない有用な独自提案がみられるか。	25	60	60
	計	95	232	260
	見 積 額	5	19.32	20
	合 計	100	251.32	280

※企画提案者の評価点（100点×4人＝満点）

5 講評

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託の優先交渉権者の選定に当たっては、当該委託事業者選定実施要領に定める評価項目・基準に基づき、企画提案内容等について書類審査を行いました。

A 社の提案は、簡潔なレイアウトの調査票を提案している点は評価できますが、全体を通して、A 社のフォームに前回の日常生活圏域ニーズ調査の結果を当てはめたイメージで独自性が少ないとから平均的な内容と捉えられます。

B 社の提案は、高齢者に限らず全世代に関わる国の取組として重きを置かれている孤立対策の要点を押さえている点、町の状況についても一般的な内容ではあるが丁寧にわかりやすくまとめ、分析項目として提案している点について評価できます。また、高齢者が見やすく回答しやすい調査票の提案に留まらず、集計分析のレイアウトについても提案がなされている点を評価できます。

また、配点が高い独自提案は、両社ともに内容が普通と評価しました。

以上の評価項目から、B 社を優先交渉権者として決定しました。

なお、当該業務委託の調査結果を高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に限らず地域福祉計画等にも活かすため担当課で連携を取っていくこと、また、DX の取り組みとして、調査対象となる 65 歳以上がスマートフォンの利用に抵抗のない世代となっていることから、郵送のみではなく Logo フォーム等を利用したアンケート回収について契約事業者と検討することを委員会からの付帯意見とします。

令和 7 年 10 月 23 日

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等プロポーザル審査委員会

委員長 佐野 寿行